



青森県報

第二千五十八号

平成十四年八月九日(金曜日)

目次

告 示

字区域の変更……………	(市) 振興町 課 村 ……	一
右 同……………	(同) ……	二
公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………	(港湾空港課) ……	三

公 告

建設業者の許可の取消し……………	(十和田県土) 整備事務所 ……	四
出先機関……………	(十和田県土) 整備事務所 ……	四
道路の位置の指定……………	(十和田県土) 整備事務所 ……	四
公安委員会……………	(十和田県土) 整備事務所 ……	四
型式の検定適合遊技機……………	(企 画) 課 全 ……	四
収用委員会……………	(企 画) 課 全 ……	四
公示による通知……………	(監 理) 課 ……	五

告

示

青森県告示第三百八十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、十和田湖町長から十和田湖町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年八月九日

青森県知事 木 村 守 男

上北郡十和田湖町大字奥瀬字宇樽部国有林六四林班い小班、六四林班に「い小班」で、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十一条第二号の規定による建設省告示(昭和四十三年告示第三千五百九十九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の左一三〇補一から左一三〇補二までの点を順次連結する線及び左一三〇補一の点と左一三〇補二の点を結ぶ線で囲まれる区域、左一三〇補一から左一三〇補二までの点を順次連結する線及び左一三〇補一の点と左一三〇補二の点を結ぶ線で囲まれる区域、右一三一から旧右一三二までの点を順次連結する線及び右一三一の点と旧右一三二の点を結ぶ線で囲まれる区域を字十和田に編入する。

左一三〇補一	点	X座標 + 四八七一・八三五メートル	Y座標 + 七五〇八・七二メートル
左一三一	点	X座標 + 四八七〇・八五三メートル	Y座標 + 七五〇七・九六メートル
左一三二	点	X座標 + 四八六九・四二四メートル	Y座標 + 七四九〇・七五メートル
左一三三	点	X座標 + 四八六八・二〇メートル	Y座標 + 四八六八・二〇メートル
左一三三	点	X座標 + 四八六八・二〇メートル	Y座標 + 七四八四・一九メートル

右一三一	点	X座標	+ 四八六九六・一六メートル
右一三一	点	Y座標	+ 七四六六・五一メートル
右一三一	点	X座標	+ 四八六七〇・四九メートル
右一三一	点	Y座標	+ 七四五七・八一メートル
(六四林班に ¹ 小班)			
左一三二	点	X座標	+ 四八六七五・九八メートル
左一三二	点	Y座標	+ 七四七九・三一メートル
左一三三	点	X座標	+ 四八六六七・三〇メートル
左一三三	点	Y座標	+ 七四七七・一〇メートル
左一三四	点	X座標	+ 四八六四〇・六九メートル
左一三四	点	Y座標	+ 七四七八・八二メートル
左一三五	点	X座標	+ 四八六三三・五六メートル
左一三五	点	Y座標	+ 七四七三・六一メートル
左一三六	点	X座標	+ 四八六二二・六〇メートル
左一三六	点	Y座標	+ 七四七〇・九四メートル
左一三七	点	X座標	+ 四八六〇一・四九メートル
左一三七	点	Y座標	+ 七四七〇・六八メートル
左一三〇補一	点	X座標	+ 四八五八七・八七メートル
左一三〇補一	点	Y座標	+ 七四八八・五五メートル
左一三四補一	点	X座標	+ 四八五八四・六四メートル
左一三四補一	点	Y座標	+ 七四九八・七三メートル
左一三四補二	点	X座標	+ 四八五六七・九四メートル
左一三四補二	点	Y座標	+ 七五〇六・七一メートル
左一三四補三	点	X座標	+ 四八五六二・六五メートル
左一三四補三	点	Y座標	+ 七五〇四・八五メートル
左一三五	点	X座標	+ 四八五二一・三五メートル
左一三五	点	Y座標	+ 七五二〇・六三メートル
左一三四補一	点	X座標	+ 四八五五七・六六メートル
左一三四補一	点	Y座標	+ 七五〇三・一〇メートル

右一三三	点	X座標	+ 四八六三九・二〇メートル
右一三三	点	Y座標	+ 七四五八・二三メートル
右一三四	点	X座標	+ 四八六三五・二七メートル
右一三四	点	Y座標	+ 七四六一・二二メートル
右一三四一	点	X座標	+ 四八六〇五・五二メートル
右一三四一	点	Y座標	+ 七四六四・二九メートル
右一三四二	点	X座標	+ 四八五八四・七二メートル
右一三四二	点	Y座標	+ 七四七〇・五一メートル
右一三四三	点	X座標	+ 四八五七五・三四メートル
右一三四三	点	Y座標	+ 七四七九・五五メートル
右一三四補一	点	X座標	+ 四八五六六・二一メートル
右一三四補一	点	Y座標	+ 七四八四・七二メートル
旧右一三四	点	X座標	+ 四八六〇一・四九メートル
旧右一三四	点	Y座標	+ 七四七〇・六八メートル
右一三三補一	点	X座標	+ 四八六〇四・五五メートル
右一三三補一	点	Y座標	+ 七四六九・七八メートル
旧右一三三	点	X座標	+ 四八六二五・三一メートル
旧右一三三	点	Y座標	+ 七四六三・六七メートル
右一三三補一	点	X座標	+ 四八六三四・四六メートル
右一三三補一	点	Y座標	+ 七四六三・五七メートル
旧右一三三	点	X座標	+ 四八六七八・八二メートル
旧右一三三	点	Y座標	+ 七四六三・〇八メートル

青森県告示第百八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、十和田湖町長から十和田湖町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年八月九日

青森県知事 木 村 守 男

上北郡十和田湖町大字奥瀬字尻辺山国有林六七林班に⁵小班で、測量法（昭和二十

四年法律第百八十八号) 第十一条第二号の規定による建設省告示(昭和四十三年告示第三千五百十九号) で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の左一〇五 五から左一〇五 二までの点を順次連結する線及び左一〇五 五の点と左一〇五 二の点を結ぶ線で囲まれる区域、左七二補二から左七二補一までの点を順次連結する線及び左七二補二の点と左七二補一の点を結ぶ線で囲まれる区域を字黄瀬に編入する。

左一〇五 五	点	X座標	+ 五五五・四・三三メートル
		Y座標	+ 八一七・七六メートル
左一〇五 四	点	X座標	+ 五五五・四・五四メートル
		Y座標	+ 八一〇・九七メートル
左一〇五 三	点	X座標	+ 五五四・九・七一メートル
		Y座標	+ 八一〇・五二メートル
左一〇五 二	点	X座標	+ 五五四・九・五〇メートル
		Y座標	+ 八一五・八三メートル
左七二補二	点	X座標	+ 五四九・五〇・六五メートル
		Y座標	+ 八〇八・四・七三メートル
左七二補一 二	点	X座標	+ 五四九・五・七八メートル
		Y座標	+ 八〇八・一・三二メートル
左七二補一 一	点	X座標	+ 五四九・五・六〇メートル
		Y座標	+ 八〇七・〇・五〇メートル
左七二補一	点	X座標	+ 五四九・四・六九メートル
		Y座標	+ 八〇七・三・三二メートル

青森県告示第百八十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、平成四年七月六日免許した公有水面の埋立について、同法第二十二條第一項の規定により、平成十四年八月二日次のとおり埋立に関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、告示の日から起算して十年を経過する日まで平内町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十四年八月九日

小湊港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 木 村 守 男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村 守男

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字東滝字滝六二番二、九九番、一〇〇番二、一〇一番、一〇

二番二、一〇五番、一一六番、一二〇番、一二一番、一二二番の各地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次直線で結んだ線、及び の地点と の地点を結ぶ昭和五十六年八月二十六日付け青森県指令第三八八号でしゅん功認可された埋立地の陸地と公有水面との境界線(D・Lプラス〇・六九三メートルにより決定) により囲まれた区域

の地点 東津軽郡平内町大字東滝字滝地内の灯台(北緯四〇度五七分二九・七秒、東経一四〇度五九分〇三・七秒) から九八度五九分一三秒二〇九・四四メートルの地点

の地点から一三五度三九分五二秒一五四・六〇メートルの地点

の地点から一七四度三八分〇一秒四〇・〇〇メートルの地点

の地点から一六四度三八分〇一秒六・七〇メートルの地点

の地点から一三五度三八分〇一秒二七・四〇メートルの地点

の地点から一六四度三八分〇一秒一〇・〇〇メートルの地点

の地点から一三五度三八分〇一秒三・四〇メートルの地点

の地点から一六四度三八分〇一秒七〇・〇〇メートルの地点

の地点から一七四度三八分〇一秒三・四〇メートルの地点

の地点から一六四度三八分〇一秒一・三〇メートルの地点

の地点から一三五度三八分〇一秒八二・〇〇メートルの地点

3 面積

七、〇四八・三一平方メートル

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年八月九日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 ニューホームスズキ
- 二 氏名 鈴木 登
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字松ノ木平八三の八七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第一七五二二号
- 五 取消年月日 平成十四年七月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十四年七月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

十和田県土整備事務所告示第二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第百二十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年八月九日

十和田県土整備事務所長 上 原 佳 三

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市大字三本木字西小稲一三八の一、一三八の三及び一三八の四	四八・八一メートル	六・〇〇メートル	平成十四年七月三十日

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年八月九日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRロッキンセブン200	豊丸産業株式会社
"	CRロッキンセブン300	"
"	CRホットギミック	奥村遊機株式会社

収 用 委 員 会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、通知を受けるべき者の住所、居所その他通知すべき場所を
確認することができないので、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）
第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

〃	ゴウカイレッデン	株式会社メーシー販売
〃	エイリヤンマニアックス	サミー株式会社
〃	トラッドA 30	〃
〃	トラッドA	岡崎産業株式会社
〃	ワイルドバイキング	〃
〃	アリマル	株式会社バルテック
〃	回胴式遊技機 ヘンナオジサンS	株式会社ダイドー
〃	CRパワフル球ちゃんS	株式会社ミズホ
〃	CRスパイダーマンM	〃
〃	CRスパイダーマンL	株式会社高尾
〃	CRホットギミックK	〃
〃	CRホットギミックMS	〃

平成十四年八月九日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称
審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者
別紙のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所
青森県収用委員会事務局（青森県県土整備部監理課内）
- 四 その他
一の書類は、平成十四年八月二十七日をもって通知があったものとみなされます。

別 紙

土 地 の 所 在	氏 名	住 所
青森県青森市大字諏訪沢字山辺216番	田口文雄	不明 ただし、住民票 (除票) 記載の住所 埼玉県三郷市戸ヶ崎2丁目97番地1
	田口清治	不明 ただし、住民票 (除票) 記載の住所 神奈川県座間市ひばりが丘4丁目6249番地 (株) 北越精機社宅内
	(亡) 斉藤寅吉 波 ち り	戸籍簿 (除籍) 記載の本籍地 青森県東津軽郡諏訪沢村7番地 不明 ただし、戸籍謄本 (除籍) 記載の本籍地 青森県東津軽郡真岡町大字真岡字本泊畑四番地

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭